

# 徳島市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

## 1. 改定の趣旨

国・県の「新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「行動計画」という。）」の改定を受け、本市においても、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、幅広い感染症による健康危機に対応できるよう、「徳島市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）」を改定するものです。

## 2. 改定に向けた検討

市行動計画の改定にあたっては、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、感染症に関する専門的な知識を有する者や学識経験者から意見を聴取することが求められています。そのため、本市では、学識経験者等で構成する「徳島市新型インフルエンザ等対策行動計画検討会議」を開催し、御意見をいただきました。

## 3. 計画の基本的な方針

県や各関係機関と連携し、次の2点を主たる目的として対策を講じます。

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護します。
- (2) 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにします。

## 4. 改定の概要

国から提供された市町村行動計画作成の手引きや国・県行動計画を踏まえた変更。

記載項目	【現行】市行動計画	【改定後】市行動計画
対象疾病	新型インフルエンザ等	新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い呼吸器感染症
時期区分	6期 (未発生期、海外発生期、県内未発生期、県内発生早期、県内感染期、県内小康期)	3期 (準備期、初動期、対応期)
対策項目	6項目 (①実施体制、②サーベイランス・情報収集、③情報提供・共有、④予防・まん延防止、⑤医療、⑥市民生活及び地域経済の安定の確保)	7項目 (①実施体制、②情報提供・共有、 <u>③リスクコミュニケーション</u> 、③まん延防止、④ワクチン、⑤保健、⑥物資、⑦市民生活及び地域経済の安定の確保) ※下線部は、新設項目

## 基本的な考え方

○幅広い呼吸器感染症に柔軟に対応する必要があることを念頭に置き、感染症の特徴や流行状況等を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、市民生活及び地域経済に与える影響を総合的に勘案し、市行動計画で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定します。

○医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のため、日頃から手洗いやマスク着用など、季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する適切な行動や、備蓄等の準備を行うことが必要となります。

## 対策推進のための役割分担

### 市

市民に対するワクチンの接種や、市民の生活支援等の対策を国や県、関係機関と連携し、実施します。

### 医療機関

地域における医療提供体制の確保のため、院内感染対策の研修や物資の確保等を推進します。感染症発生時は県との医療措置協定に基づき、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供を実施します。

市

国

県

市行動  
計画

市民

医療  
機関

指定（地方）  
公共機関

登録  
事業者

一般  
事業者

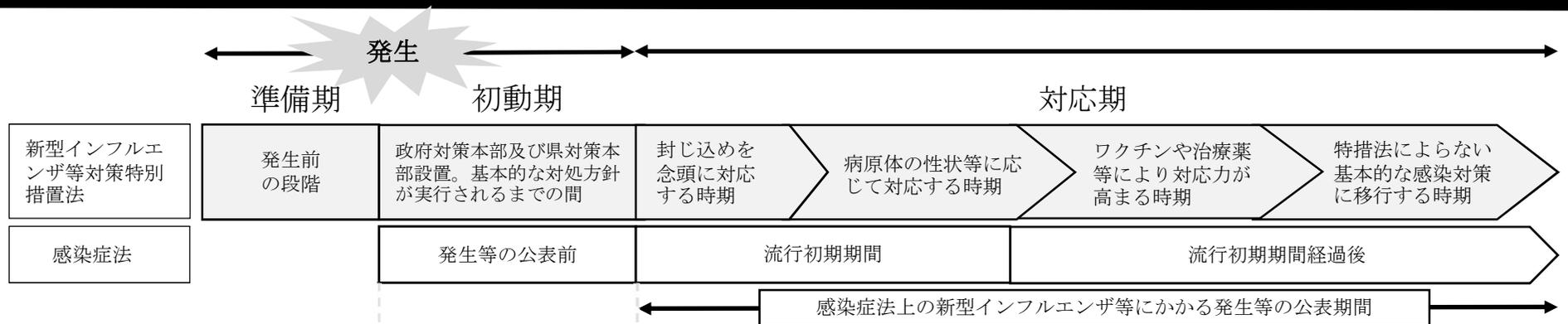
### 市民

平時からの感染症に関する情報や対策等の知識習得、健康管理、個人レベルの基本的な感染対策の実践のほか、マスクや食料品・生活必需品等の備蓄に努めます。

### 一般事業者

職場における感染対策として、平時からのマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄に努めます。また、感染症発生時における事業の縮小等の対応も想定されます。

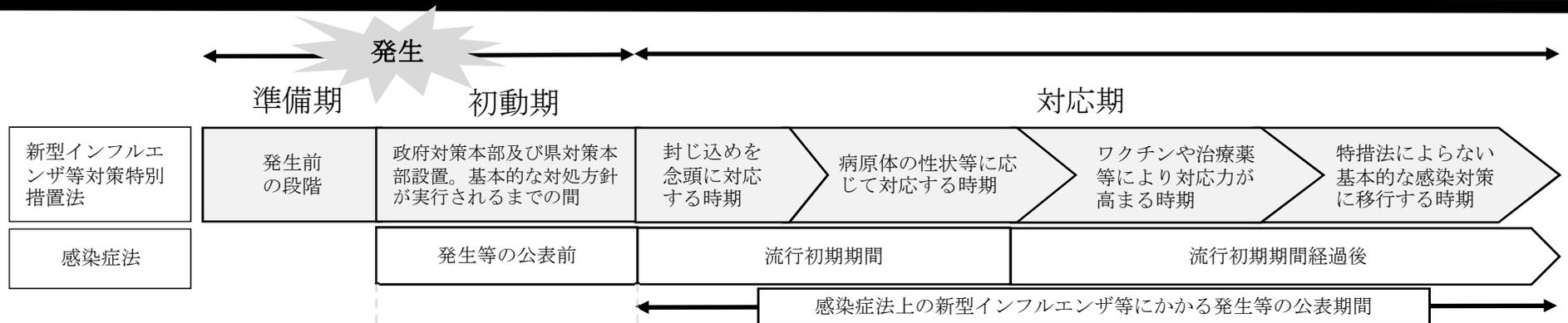
# 時期区分における主な対策



※個々の対策の実施時期は発生段階と必ずしも一致しないことがあるため、段階は目安として必要な対策を柔軟に選択し、実施します。

<p><b>①実施体制</b> 計画の該当ページ 26～32</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○行動計画等の作成や体制整備</li> <li>○関係機関との連携               <ul style="list-style-type: none"> <li>○情報収集体制を強化</li> <li>○市対策本部を設置し、基本的対処方針に基づき、市対応方針を決定</li> <li>○全庁的な対応を進める</li> </ul> </li> <li>○収集した情報（感染状況等）を踏まえて、地域の実情に応じた対策の実施</li> <li>○県の注意喚起に従い、市域にかかる新型インフルエンザ対策を実施</li> </ul>
<p><b>②情報提供・共有、リスクコミュニケーション</b> 計画の該当ページ 33～40</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民等への情報提供・共有</li> <li>○偏見・差別等や偽・誤情報に関する啓発</li> <li>○情報提供・共有体制の整備等               <ul style="list-style-type: none"> <li>○双方向のコミュニケーションの実施</li> <li>○偏見・差別等や偽・誤情報への対応</li> </ul> </li> <li>○双方向のコミュニケーションの実施</li> <li>○偏見・差別等や偽・誤情報への対応</li> <li>○国や県のリスク評価に基づく方針の情報提供・共有</li> </ul>
<p><b>③まん延防止</b> 計画の該当ページ 41～47</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新型インフルエンザ等発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進等               <ul style="list-style-type: none"> <li>○市内でのまん延防止対策の準備</li> <li>○国や県のまん延防止対策へ積極的に協力</li> <li>○時期に応じたまん延防止対策の実施</li> <li>○県の注意喚起基準の運用</li> </ul> </li> </ul>

# 時期区分における主な対策



※個々の対策の実施時期は発生段階と必ずしも一致しないことがあるため、段階は目安として必要な対策を柔軟に選択し、実施します。

<b>④ワクチン</b> 計画の該当ページ 48～57	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ワクチンの接種に必要な資材の確保</li> <li>○接種体制の構築</li> <li>○予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を実施                         <ul style="list-style-type: none"> <li>○ワクチン接種体制の準備</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ワクチン接種の実施、接種会場の増設を検討</li> </ul>
<b>⑤保健</b> 計画の該当ページ 58～64	<ul style="list-style-type: none"> <li>○業務継続計画を含む体制の整備</li> <li>○研修・訓練等の実施</li> <li>○多様な主体との連携体制の構築                         <ul style="list-style-type: none"> <li>○有事体制への移行準備</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、感染症対応業務を実施</li> <li>○感染状況に応じた取組</li> </ul>
<b>⑥物資</b> 計画の該当ページ 65～66	<ul style="list-style-type: none"> <li>○感染症対策物資等の備蓄                         <ul style="list-style-type: none"> <li>○感染症対策物資等の備蓄状況等の確認</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○備蓄物資等の供給に関する相互協力</li> </ul>
<b>⑦市民生活及び地域経済の安定の確保</b> 計画の該当ページ 67～73	<ul style="list-style-type: none"> <li>○支援の実施に係る仕組みの整備</li> <li>○物資及び資材の備蓄等                         <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業継続に向けた準備等の呼び掛け</li> <li>○生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼び掛け</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民生活の安定の確保を対象とした対応</li> <li>○社会経済活動の安定の確保を対象とした対応</li> <li>○市民生活及び地域経済の両方の安定の確保を対象とした対応</li> </ul>